

令和6年5月16日

組合員 各位

延岡地区森林組

代表理事組合長 内田 千博

森林組合法の一部改正に伴う理事の構成要件について

森林組合法の一部改正が令和3年4月1日に施行され、所属員の生産する林産物その他の物資の販売の事業を行う森林組合にあつては、林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行う法人の経営に関し実践的な能力を有する理事（以下「実践的能力理事」という。）を1名以上配置することが義務づけられました。

この改正は、森林組合の経営基盤や事業執行体制の強化等を図るために規定されたものであり、令和6年4月1日以降、最初に招集される通常総会の終了の時から適用されます。

当組合としては、法改正の主旨を踏まえた上で、「実践的能力理事」としての要件を下記のとおり定め、今後は、「実践的能力理事」を含む役職員が一丸となり、事業拡大により会員サービスの向上と森林組合系統の更なる発展を目指した運営に取り組んで参ります。

組合員の皆様におかれましては今後ご理解、ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

「実践的能力理事」の要件

- (1) 森林組合の販売事業に精通している者
- (2) 森林組合の販売事業において中心的な役割を担っている者
- (3) 木材共販所等に勤務した経験があつて、木材販売に関してノウハウのある者
- (4) 法人の経営に関してノウハウのある者

※上のいずれかの要件を満たすこととする。常勤・非常勤は問わない。

※令和6年5月15日の理事会において代表理事組合長 内田 千博が選任されましたので、ご報告いたします。